



2026年2月27日

各位

会社名 株式会社 百十四銀行
代表者名 取締役頭取 森 匡史
(コード: 8386 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営企画部長 村松 貴幸
(TEL. 087-836-2787)

株式分割ならびに株式分割に伴う定款の一部変更および 株主優待制度の変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、株式分割ならびに株式分割に伴う定款の一部変更および株主優待制度の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当行株式の投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げ、投資家の皆さまが投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年3月31日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき4株の割合をもって分割いたします。
なお、今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	28,630,000株
今回の株式分割により増加する株式数	85,890,000株
株式分割後の発行済株式総数	114,520,000株
株式分割後の発行可能株式総数	350,000,000株

③ 株式分割の日程

基準日公告日（予定）	2026年3月13日（金）
基準日	2026年3月31日（火）
効力発生日	2026年4月1日（水）

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日（水）をもって、当行定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

変更前（現行定款）	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 9,930万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 3億5,000万株とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2026年2月27日(金)
効力発生日	2026年4月1日(水)

3. 株式分割に伴う株主優待制度の変更

(1) 変更の理由

当行では、毎年3月末を基準日とし、その時点における株主名簿に記載または記録された株主さまに対し、その継続保有期間と保有株式数に応じて株主優待をお届けしております。

今回の株式分割に伴い、株主優待制度の対象となる保有株式数を変更いたしますが、分割比率に応じた見直しであり実質的にはこれまでと変更ありません。

(2) 変更内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

保有株式数		継続保有期間	優待内容
現行	変更後		
100株以上500株未満	<u>400株以上2,000株未満</u>	1年以上	カタログギフト (2,500円相当)
500株以上1,000株未満	<u>2,000株以上4,000株未満</u>	1年以上	カタログギフト (5,000円相当)
<u>1,000株以上</u>	<u>4,000株以上</u>	1年以上3年未満	カタログギフト (5,000円相当)
		3年以上	カタログギフト (10,000円相当)

(3) 対象となる株主さま

① 要件

毎年3月末を基準日とし、当行株主名簿に記録された400株以上保有の株主さまのうち、継続保有期間が1年以上の株主さまを対象といたします。

なお、継続保有期間1年以上とは、株主名簿基準日(3月末および9月末)の株主名簿に同一株主番号で保有株式数400株以上の保有記録が3回以上連続して記載または記録されていることといたします。また、継続保有期間3年以上とは、株主名簿基準日(3月末および9月末)の株主名簿に同一株主番号で保有株式数400株以上の保有記録が7回以上連続して記載または記録されていることといたします。

② 経過措置

2026年3月末以前の保有記録については、100株以上の保有をもって400株以上の保有とみなします。

(4) 変更時期

2027年3月末を基準日とした株主名簿に記載または記録された株主さまに対する株主優待より、変更後の制度を適用いたします。

なお、今回の株式分割は2026年4月1日(水)を効力発生日としていますので、2026年3月末を基準日とする株主優待については、現行の基準に基づきお届けいたします。

4. 配当について

今回の株式分割は、2026年4月1日(水)を効力発生日としておりますので、2026年3月31日(火)を基準日とする2026年3月期の期末配当金は、株式分割前の株式を対象として支払われます。

なお、2026年3月期の1株当たり年間配当金は2025年11月7日の公表内容である108円から変更ありませんので、1株当たりの期末配当金は108円を予定しております。

以上

2026年2月27日

株主・投資家の皆さまへ

株式会社 百十四銀行

株式分割に関するよくあるご質問

当行は、本日開催の取締役会において、2026年4月1日を効力発生日として株式分割することを決議しました（基準日：2026年3月31日）。

本件につきまして、株主・投資家の皆さまにより深くご理解いただくため、「株式分割に関するよくあるご質問」をご用意いたしました。

Q1. 株式分割を実施する理由は何ですか。

A1. 投資単位当たりの金額を引き下げること、投資家の皆さまが投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としています。

Q2. 資産の価値に影響はありますか。

A2. 株式分割の前後で、当行の資産や資本に変わりはありませんので、本分割の実施に伴って、株主さまが所有する当行株式の資産価値が変わることはありません。

Q3. 所有株式数の増加により、受け取ることができる配当金は増加しますか。

A3. 株式分割の前後で、2026年4月1日（水）の株式分割以降のご所有の株式数は4倍になりますが1株当たりの配当金は分割比率（1：4）を考慮して決定しますので、株式分割が配当金に影響を与えることはありません。

Q4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A4. 特段の手続きは必要ございませんが、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

【単元未満株式の取扱い】

株式分割後の100株未満の株式は「単元未満株式」となります。単元未満株式と単元株式との間の大きな相違点は、単元未満株式については取引所市場で売買できないことおよび株主総会での議決権がないことです。単元未満株式についても引き続き株式を所有し続けることおよび配当金をお受け取りいただくことは可能です。

また、次の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買増制度（100株への買増）

単元未満株式を所有する株主さまが、1単元（100株）にするために不足する株式を当行から購入できる制度です。

② 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、株主さまが所有する単元未満株式を買い取ることを当行に対し請求できる制度です。

なお、単元未満株式の買取請求停止期間は2026年3月26日（木）から2026年3月31日（火）、買増請求停止期間は2026年3月16日（月）から2026年3月31日（火）となっております。

Q5. 株式の売買停止期間はありますか。

A5. 売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、株式分割前の株価・ご所有株式数でのお取引は2026年3月27日（金）までとなります。

2026年3月30日（月）から株式分割後の株価・ご所有株式数でのお取引となります。

Q6. 最低投資金額への影響はありますか。

A6. 最低投資金額は、理論上4分の1となります。

(ご参考) 株式分割前の当行株価が9,400円である場合の試算

株式分割前の最低投資金額：9,400円(株価)×100株(単元株式数) = 940,000円

株式分割後の最低投資金額：2,350円(株価)×100株(単元株式数) = 235,000円

Q7. 所有している株式数と議決権はどのようになりますか。

A7. 2026年3月31日(火)時点の株主名簿に記載または記録された所有株式数の4倍の株式数を2026年4月1日(水)の株主名簿上の株式数といたします。具体的には、株式分割の前後で、所有株式数および所有議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数
例①	100株	—	1個	400株	—	4個
例②	40株	40株	—	160株	60株	1個
例③	160株	60株	1個	640株	40株	6個

- ・ 例①に該当する株主さまは、特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。
- ・ 例②および例③に該当する株主さまは、単元未満株式を所有されております。単元未満株式については、そのまま所有いただくことも可能であり、株式数に応じた配当金をお受け取りいただけますが、単元未満株式については株主総会の議決権がありません。また、ご希望により単元未満株の買増制度または買取制度をご利用いただけます。

Q8. 株式分割のスケジュールを教えてください。

A8. 2026年2月27日(金)	取締役会決議日
2026年3月27日(金)	現在の株価・保有株式数での当行株式売買の最終日
2026年3月31日(火)	株式分割の基準日
2026年4月1日(水)	株式分割の効力発生日
2026年4月下旬	株主さまへ「株式分割手続き完了のお知らせ」を送送

◆株式分割に関するお問い合わせ先◆

株式分割に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

<株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関>

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

電話 0120-094-777 (通話料無料)

(午前9時から午後5時まで。土・日・祝祭日を除く。)

以上